

氏 名	窪 田 充 見
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)
学位記番号	論法博第115号
学位授与の日付	平成10年11月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	過失相殺の法理

(主査)

論文調査委員 教授 前田達明 教授 錦織成史 教授 山本敬三

論 文 内 容 の 要 旨

1. 概観 本論文は、「第1部 損害賠償法における因果関係の競合と減責」と「第2部 過失相殺の法理」から成る。第1部においては、近年問題とされることが多くなった原因競合を理由とする損害賠償責任の縮減の問題を取り上げ、しばしば「寄与度」という表現で取り上げられてきた問題が因果関係のレベルの問題ではなく法的な価値判断の問題であるということ、また、減責を支える価値判断については十分な論証がなされていないことを示している。そして、第2部では、そうした分析を背景に、民法典が明示的に減責制度として用意している過失相殺がどのような形で正当化されるのかを中心に検討を加えている。

2. 損害賠償法における因果関係の競合と減責(第1部) こうした問題が、裁判例の中で具体的に取り上げられてきているものとして、被害者の素因(第1章)、自然力(第2章)を取り上げる。

(1) 被害者の素因の問題は、20年ほど前から交通事故における下級審裁判例を中心に減責を承認するものが登場し、検討の対象とされるようになった比較的新しい問題と言える。他方、比較法的にみると、むしろ非常に早い段階から、素因をめぐる法準則が形成されてきたことが目を惹く。損害賠償の範囲に関する準則が必ずしも同じではないドイツと英米において、同じような内容を有する法命題が形成されてきている(ドイツ「虚弱な者に対して不法行為をなした者は、健康な者に加害をなした場合と同様に扱われるべきことを主張する権利を有しない」、英米「不法行為者はその被害者をあるがままの状態を引き受けなくてはならない」)。また、イギリス法においては、賠償範囲に関する準則の変更にもかかわらず、この法命題は堅持されてきている。比較法的に見ても、こうした法命題は、単に相当因果関係などの賠償範囲の形式的ルールから導かれるものではなく、一定の法的な価値判断を伴ったものであることを示すのが、第2節である。第3節では、こうした分析をもとに我が国の素因減責論(寄与度減責論)を検討する。

(2) 自然力の競合を理由とする減責の問題は、主として、工作物責任(営造物責任)の領域で問題とされてきた。この問題で注目を浴びたのは、飛騨川バス転落事故第1審判決であるが、その後、この問題に関する理論的な分析は深められないまま、減責を承認する判決も散見されるが、その位置づけについては混乱した状況にある。第2節では、そうした裁判例の分析を中心に行い、割合的損害分配を承認したとされる裁判例の多くが、必ずしも寄与度減責論のような考え方によるものではないことを示している。第3節では、特に、寄与度減責論を支える有力な見解の一つである割合的因果関係論を中心に、その批判的検討を行っている。ここでは、割合的減責論が依拠する論理学的手法そのものに対する検証作業とともに、従来客観的なものとしてとらえられてきている因果関係(相当因果関係ではなく条件関係)が、その(可能的)原因の抽出作業という次元においてすでに評価的作業を伴っており、割合的因果関係論(その他の寄与度減責論)は、その評価的作業の段階ですでに一定の価値的な選択をしているということを示している。

3. 過失相殺の法理(第2部) 民法典は、減責を明示的に承認する制度として過失相殺を用意している。一部の見解では、過失相殺制度は、寄与度減責論の一部に位置づけられている。しかし、第1部での検討からは、損害賠償法において原

因競合その自体は、減責を基礎づけるものではない。したがって、こうした過失相殺制度をどのように正当化するのかということが次の問題として登場することになる。第2部では、こうした過失相殺がどのような考え方を内在する制度なのかを分析し(第1章)、そこでの分析を基礎に加害者の帰責原因との関係で過失相殺を検討する(第2章)。最後に、従来、過失相殺としてとらえられてきたものの中に異質なものが含まれており、それについては別の準則が妥当することを示す(第3章)。

(1) 過失相殺の制度全体の理論的分析では、その歴史的概観(立法史)、立法後の解釈論の変遷を追跡、検討したうえで、被害者への帰責の論理として過失相殺を解釈することを提案している。すなわち、過失相殺においては、当該加害者が当該被害者に対する関係で「おまえも損害を負担せよ」という主張(抗弁)の正当性が問題とされるという観点を提示している。そうした観点から、被害者の能力といった従来の過失相殺についての代表的な論点についても一定の解釈論を提案する(危険の弁識能力としての事理弁識能力要件の再評価)。

(2) 上述の分析は、過失相殺が、抽象的な公平ではなく、当該加害者と当該加害者との公平という観点からとらえられるべきものであるという見解に立つ。そうした見方に立った上で、裁判例を手がかりとしながら、加害者の帰責原因との関係で過失相殺に関するより具体的な準則を導き出そうと試みているのが第2章である。具体的に取り上げるのは、故意責任であるが、故意一般ではなく、故意の内容とリンクさせて一定の場合には明確に過失相殺が排除されるというルールを導くことが可能であるとする。

(3) 最後に、従来、過失相殺として扱われてきたものの中には、上述のような見方ではうまく把握できないものが存在するという認識に立って、それらを分析するのが第3章である。こうした状況は、過失相殺の調整的役割が強調されてきた状況からすれば仕方ないことであろう。ここで重要なのは、それらについて過失相殺という名称を用いるかどうかのネーミングの問題なのではなく、そうした処理が別の原理に由来するものであるとすれば、典型的な過失相殺とはどのような違いが生ずるのかといった具体的な検討作業であろう。具体的には、相当因果関係と交錯するような過失相殺、加害者の行為の無償性を顧慮した減責を過失相殺という形で正当化しているものを取り上げている。そして、これらについては、その性質上、被害者の能力といった問題がそもそも生じないということを示している。

論文審査の結果の要旨

損害賠償法の最大の目標は、損害の公平分配にあり、過失相殺は、それを実現するための最も重要な法制度である。

本論文は、その過失相殺制度を、単に民法第418条及び同第722条第2項の解釈論において探究するというだけでなく、広く原因競合という観点から(すなわち右法文の類推適用という局面をも含めて)分析を行うものである。すなわち、近時、損害賠償法の分野において判例学説上大問題となっている「素因」について、初めて本格的に検討を行ったものであって、ドイツや英米の詳細な比較法研究と我が国の裁判例の精緻な分析を基礎に、判例通説とは異なった、素因減責の原則的否定説を主張し、最近、最高裁判所における、いわゆる「首長事件」についての判断の揺らぎは、本論文の主張が無視できないものであることの証左とも評価し得、本論文の水準の高さを示す例といえよう。さらに学説上価値判断とは異なる因果関係の問題とされている割合的因果関係論ないし部分的因果関係論、すなわち寄与度論がその真理値表やベイズ統計論を基礎として用いることができないことを論証し、実は法的価値判断を伴った規範的なものであることを明らかとし、その後の民法学者のこの方面における研究の先駆的役割を果たした。

そして、民法第418条と同第722条第2項の解釈論そのものについては、その立法史研究を基礎として、能力論、過失論という一般論から共同不法行為や故意責任における過失相殺という特殊問題に至るまで多様な角度から分析を加えており、今後この分野を研究する者にとって必読の論文となっている。

以上、本論文は、学界実務界への寄与多大であり、博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認める。

なお、平成10年8月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。